

平成30年度

定期監査結果報告書

伊賀南部環境衛生組合監査委員

伊南環監第17号
平成31年2月20日

伊賀南部環境衛生組合
管 理 者 様
議 会 議 長 様
公平委員会委員長 様

伊賀南部環境衛生組合
監査委員 旭 善 宏
同 福 村 教 親

平成30年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成30年度の定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

定期監査実施概要

1. 監査実施日

平成 30 年 11 月 8 日

2. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査

3. 監査の対象

平成 30 年度所管事務事業

4. 監査の方法

本年度の定期監査は、平成 29 年度実績を踏まえ、平成 30 年度の監査実施時点までの事務事業について、あらかじめ提出を求めた資料に基づき関係職員の説明を聴取し、関係帳簿、証書類の監査を行った。

5. 監査の主眼

予算及び事務事業の執行が計画的、効率的に行われているか、収入の確保が適正に行われているか、支出は経済的、効果的に行われているか、違法、不当な会計処理がなされていないか、契約、検収事務が適正に行われているかなどを主眼において監査を実施した。

6. 監査の結果及び所見

(1) 業務実績

平成 29 年度のごみ収集実績は、不燃ごみが 2,174t で前年度より増加したが、可燃ごみが 18,225 t、資源ごみが 2,166t、粗大ごみが 880 t で前年度より減少したので、ごみの総量としては小型家電 1t を含め 23,446t で前年度比 45t (0.2%) の減少となった。また、し尿処理、浄化槽汚泥の処理については、し尿処理が 3,590k1、浄化槽汚泥の処理が 37,030k1 でともに前年度より減少し、し尿、汚泥処理量全体では 40,620k1 で前年度比 350k1 (0.9%) の減少となった。

(2) 結果及び所見

財務に関する事務については、提出資料、証拠書類を照合点検したところ、計数は符合し、適正に処理されていると認められた。

また、事務処理上の軽易な事項については、その都度、口頭で指摘し、改善を要請した。なお、特筆すべき点は次に述べるとおりである。

当該監査の結果により措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、当該措置に係る報告書を提出されたい。

- 効率的な人員配置や業務分担を進める中、職員同士が協力し合うことにより、さらなる経費削減に繋がる方策を検討されたい。
- 工事・修繕、委託については、競争入札による契約を基本とし、安易な随意契約は慎まれたい。
- 平成28年8月のクリーンセンター不燃ごみピットの火災後から実施している不燃ごみ全量展開検査については、早期に検証を行い、その費用対効果を考慮し様々な手法を検討されたい。
- し尿処理場の施設運転管理を業者に委託しており、職員の現場訪問は業者との打合せ時が主ということであるが、定期的に現場を訪問し業務の点検を行い、安全な運転管理に努められたい。